

◎新潟県告示第1114号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年10月8日

新潟県知事 花 角 英 世

1 施行者の名称

新潟市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 新潟都市計画交通広場事業

(2) 名称 1号新潟駅高架下交通広場

3 事業施行期間

平成27年12月15日から令和7年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成27年新潟県告示1519号の事業地に新潟県新潟市中央区花園1丁目地内を加え、新潟県新潟市中央区花園1丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

平成27年新潟県告示1519号の事業地から新潟県新潟市中央区花園1丁目地内を除き、なしに変更する。